

第492回宮城海区漁業調整委員会議事録

委員会の招集

- (1) 招集者 会長 關 哲 夫
(2) 発送年月日 令和5年2月7日(火曜日)

委員会の開催

- (1) 日時: 令和5年2月14日(火曜日)
午後2時
(2) 場所: 県行政庁舎11階 第二会議室

議題

審議事項

- (1) かご漁業の制限に関する委員会指示(案)について
(2) 火光利用敷網漁業の制限措置(案)等について
(3) 宮城海区漁業調整委員会に関する規程等の改正について

協議事項

定置・区画・共同漁業権の免許に関する漁場計画(案)について

報告事項

漁業権漁業における資源管理の状況等の報告について

その他

出席委員

会 長	關 哲 夫	委 員	伊 藤 新 造
会長代理	岩 沼 徳 衛	”	千 葉 富 夫
”	鈴 木 政 志	”	平 井 光 行
委 員	高 橋 平 勝	”	館 田 あゆみ
”	菊 田 守	”	石 森 裕 治
”	高 橋 一 郎	”	木 村 千 之
”	鈴 木 章 登		

欠席委員

委員 大江 清明 委員 尾 定 誠

執行部（事務局）出席者

別紙のとおり

○事務局 高橋総括次長

定刻となりましたので、ただ今から第492回宮城県海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の委員の出席状況は、13名の方が御出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは開会の挨拶を關会長にお願いいたします。

○關会長

（挨拶）

○事務局 高橋総括次長

ありがとうございました。

続きまして、宮城県水産林政部 長谷川副部長に御挨拶をお願いいたします。

○水産林政部 長谷川副部長

（挨拶）

○事務局 高橋総括次長

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

お手元の配布資料の右上に番号振っておりますので、御確認の方をお願いします。

まず資料1といたしまして、審議事項（1）「かご漁業の制限に関する委員会指示（案）について」、資料2といたしまして、審議事項（2）「火光利用敷網漁業の制限措置（案）等について」、資料3といたしまして、審議事項（3）「宮城海区漁業調整委員会に関する規程等の改正について」、資料4といたしまして、協議事項「定置・区画・共同漁業権の免許に関する漁場計画（案）について」、資料5といたしまして、報告事項「漁業権漁業における資源管理の状況等の報告について」、次第には記載しておりませんが、その他といたしまして、「第47回宮城県水産加工品品評会について」、また、「アカガイまひ性貝毒の出荷自粛基準値の引き上げについて」以上7種類の資料となっております。御確認いただきまして、不足等ありましたら、事務局もしくはお近くの県当局の職員にお知らせいただきますようお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。關会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○關会長

それでは議事に入りますが、その前に議事録署名委員の指名を行いたいと思います。

4番の高橋（平）委員、11番の平井委員を本日の議事録署名委員に御指名いたします。

それでは、お手元の会議次第により議事を進めて参りますので、よろしくお願ひします。

【審議事項】

○關会長

審議事項（1）「かご漁業の制限に関する委員会指示（案）について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。阿部事務局長お願いします。

○事務局 阿部事務局長

審議事項（1）かご漁業の制限に関する委員会指示（案）につきまして、御説明申し上げます。

この委員会指示につきましては、共同漁業権を除きました宮城県沖合海面において、かご漁業に関する操業の制限として海区漁業調整委員会指示を発動しているものでございます。本日は、令和3年度漁期の操業状況の報告をいたしまして、今年4月から操業開始に向けて発動する、この海区漁業調整委員会指示案について御審議いただくものでございます。詳細は担当から御説明いたします。

○關会長

はい、菅原技師、お願いします。

○事務局 菅原技師

審議事項（1）「かご漁業の制限に関する委員会指示案について」、御説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、1ページでございますけれども、かご漁業の制限に関する委員会指示についてということで、1. 経緯でございますけれども、本県におけるかご漁業につきましては、漁業権漁業として行使規則に基づいた操業が行われているところでございますが、これまで共同漁業権の沖側につきましては、自由漁業として営まれておりましたが、近年、漁獲動向の変化などから着業者が増加いたしまして、操業トラブルが散見されることになりましたことから、その制度化が検討され、令和元年5月から宮城海区漁業調整委員会への届出漁業として操業実態の把握に努めているところでございます。

2. 委員会指示の内容ということで、委員会指示の内容につきましては、（1）、（2）制限期間と漁業時期につきましては、4月1日から翌年の3月31日まで1年間、（3）操業区域につきましては、共同漁業権区域を除く宮城県地先海面、（4）制限内容といたしまして、1トン以上20トン未満の漁船を使用してかご漁業を操業しようとする者につきましては、使用漁船ごとに届出をしなければならないと。（5）条件ということでいくつか記載してございますけれども、ポツの1つ目でございますが、操業期間中は届出済書を船内に備え付けなければならない。ポツの2つ目、別に定める標識につきましては、船体の見や

すい場所に表示をしなければならない。ポツの3つ目でございますけども、宮城県漁業調整規則の第60条を遵守すること。ポツの4つ目でございますが、わたりがに(がざみ)でございますけども、抱卵個体を漁獲した場合は、再放流をしなければならない。ポツの5つ目、操業する海域におきましては、漁業者間で定められている操業ルールの遵守に努めまして、漁業者間の協議によって操業体制の確保しなければならない。ポツの6つ目、他漁業との漁場競合する場合につきましては、無線または船舶電話等によって、相手方と交信を行い、トラブルの回避に努めなければならない。ポツの7つ目でございますが、漁業時期終了後1か月以内に、漁獲成績報告書を提出しなければならないといった7項目を条件として考えてございます。

3. 現在発動している委員会での届出状況ということで、令和5年1月25日現在で573隻届出されてございまして、こちらの着業状況、漁獲実績につきましては、こちらの漁期が今年の3月までの漁期となっておりますので、令和4年度漁期終了後に取りまとめる予定と考えております。

4. 操業実績につきましては、後程御説明いたします。

5. 令和5年度漁期の取扱いについてということで、令和4年度の漁期につきましても、かご漁業の操業実態の把握が必要であると考えてございまして、引き続き、届出制とすることと考えてございます。

本日の委員会で、委員会指示内容等につきまして御審議いただきまして、原案どおり決定された場合には、令和5年2月24日付けを予定してございまして、委員会指示を発動いたしますとともに、同日発行の県公報に登載する予定と考えてございます。

昨年度発動した委員会指示との変更点は、日付、会長名の変更と記載してございまして、こちら誤りでございまして、日付の変更のみとなっております。大変申し訳ございませんでした。

1枚おめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。

2ページは、令和3年度漁期のかご漁業の操業状況について、取りまとめたものでございます。こちらグラフと表を載せてございまして、真ん中の表を御覧いただければと思います。届出・漁獲状況ということで記載してございまして、令和3年度漁期におきましては、届出隻数が県全体で582隻ございまして、そのうち着業隻数におきましては、県全体で243隻、着業率といたしましては、大体約4割の着業率となっております。

その下の漁獲量でございますけども、県全体の漁獲量といたしまして、約594トンと、それに伴い、漁獲金額につきましても約4億7,000万円と、その下につきましては、1人当たりの漁獲量、漁獲金額を載せてございまして、1人当たりの漁獲量につきましては約2.4トン、1人当たりの漁獲金額につきましては195万円といった状況となっております。下の方には主な漁獲物ということで、まだこ、みずだこ、まあなご、がざみということで記載させていただきます。下に移りまして、トン数階層別の着業状況ということでこちら下の表でございまして、こちら1トンから3トン未満の部分が、県全体の着業隻数の半数を占めてございまして133隻、次に3トンから5トン未満、次に5トンから10トン未満といった状況となっております。

次に、3ページでございますけれども、令和3年度漁期のかご漁業のトン数階層別の漁獲量、漁獲金額となっております。こちらグラフと表でございますけれども、表の一番上を御覧いただければと思います。こちらトン数階層別漁獲量となっておりますけれども、漁獲量といたしましては、3トンから5トン未満の部分での漁獲が一番多く約246トン。次に占めているのが、5トンから10トン未満ということで約168トン。こちらで県全体の約7割を占めているような状況でございます。次に1トンから3トン未満で151トンといったような状況でございます。次に、下の表のトン数階層別の漁獲金額をこちら載せてございますけれども、こちら一番多いのが、3トンから5トン未満が一番多い漁獲金額となっております。1億7,000万円。次に1トンから3トン未満で約1億5,000万円。こちらで約7割を占めてございまして、次に5トンから10トン未満で約1億2,000万円といった実績となっております。その下につきましては参考といたしまして、トン数階層別の1隻当たりの漁獲量、漁獲金額の方を参考として載せてございますので、後程御覧いただければと思います。

1枚おめくりいただきまして、4ページをお願いいたします。4ページから7ページにおかれましては、かご漁業の制限に関する委員会指示案の新旧対照表をこちら載せてございまして、左側が今年度発動する委員会指示の案、右側が昨年度発動した委員会指示の内容となっております。主な変更点といたしましては、冒頭お話をさせていただきましたが、委員会指示の発動日でございますけれども、今年は令和5年2月24日を今現在のところ予定してございます。

その他といたしまして、制限期間、あと漁業時期の年度の更新ということで、令和5年4月1日から令和6年3月31日までということで考えてございます。

4ページから7ページが新旧対照表となっております。資料ちょっと飛びますけれども、8ページから10ページにおきましては、委員会指示の内容を県の公報に登載するものとなっております。その後、11ページから14ページにおきましては、かご操業の届出書といった様式などとなっております。最後15ページでございますけれども、こちらかごの操業区域図ということで、参考として載せてございます。

簡単ではございますけれども説明は以上となります。御審議の程よろしく願いいたします。

○關会長

はい。事務局から説明が終わりましたので質疑に入ります。

御質問等ございましたら、御発言願います。

なお、発言に際しましては、いつものとおり挙手の上、議長の指名を得てから、番号及び氏名を述べてから、御発言をお願いします。

どなたか質問等ございませんか。

なければ、「かご漁業の制限に関する委員会指示（案）について」は、原案どおり指示を発動することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

はい、ありがとうございます。よって、異議なしと認め、原案どおり委員会指示を発動することに決定いたします。

事務局は、公報登載手続きをお願いします。

○關会長

次に、審議事項（２）「火光利用敷網漁業の制限措置（案）等について」を上程いたします。県から説明をお願いします。阿部課長をお願いします。

○水産業振興課 阿部課長

審議事項（２）「火光利用敷網漁業の制限措置（案）等について」御説明いたします。

令和２年１２月１日に施行された改正漁業法により、知事許可漁業におきましては、大臣許可漁業の規定に準じ、新たな許可手続き等が規定され、許可の内容として「制限措置」を定める際は、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で公示を行うものとなっております。

なお、本漁業については、昨年２月の委員会におきまして、制限措置の御審議をいただいておりますが、許可の有効期間が１年間となっておりますので、次の漁期の許可について今回御審議いただくものです。

詳細につきましては、担当から説明させていただきます。

○關会長

はい、阿部さんをお願いします。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

私の方から、審議事項（２）「火光利用敷網漁業の制限措置（案）等について」、資料２を用いて説明させていただきます。

１枚おめくりいただきまして、１ページの方御覧ください。１ページですが、こちらが県から海区委員会あての諮問文書の写しとなっております。

続きまして、２ページを御覧願います。２ページ目が、今回御審議いただきます制限措置等の内容となっておりますが、こちらは後程説明させていただきます。

次に、３ページを御覧願います。まず、火光利用敷網漁業の概要ですが、こちらは、本県沿岸域において、春季にいかなご（めろうど）幼魚でありますこうなごを漁獲対象として、集魚灯と敷網を用いて行う漁業、いわゆるランプ網漁業でありまして、本県の重要な春漁の１つとなっております。

２の漁業調整の経緯といたしましては、記録が残るところでは、昭和２６年以前から操業実態がございまして、知事許可漁業として管理していくことによりまして、漁業調整が図られて参りましたが、ポツの３つ目にありますとおり、平成元年に、沿岸小型漁船と沖合底びき網漁船とのめろうど漁業をめぐる漁場紛争が発生いたしまして、翌年に業界間で操業調整に関する覚書を締結いたしまして、平成１３年以降、漁模様に応じまして沿岸側から県に対し、火光利用敷網漁業の操業期間の前倒しや延長の要望を出していただきまして、沖底との協議によりまして要望内容を調整しているところでございます。

続きまして、3の水揚げ状況といたしまして、昭和60年からの漁獲の実績のグラフを参考まで載せてございます。棒グラフが漁獲量、折れ線グラフが漁獲金額となっております。昭和62年頃には3万トンを超える水揚げがございましたが、平成以降は1万トン弱程度に推移しておりまして、近年さらに減少が顕著となっております。令和2年は6キロ、令和3年は0、昨年の令和4年は70トンとなっております。

続きまして、資源管理につきまして、まず資源状況ですが、本県沿岸域には、いかなご、おおいかなごが生息しておりまして、水温が15度以上になりますと砂に潜り夏眠して、11月から12月になると仙台湾の方で成熟産卵するというライフサイクルとなっております。いかなごの資源状況ですが、近年、全国的に減少しておりまして、本県におきましても、資源状況の悪化が顕著となっております。

続きまして、4ページの方御覧ください。続きまして(2)漁業者による自主管理としまして、県小型漁船漁業部会火光利用敷網漁業委員会におきまして、自主調整方針を策定し、操業秩序事項をきめ細かく定めて操業しているような状況となっております。

続きまして、許可の概要ですが、(1)制限措置といたしまして、表にございますが、操業区域につきましては、(1)と(2)の区域を除く宮城県沖合海面。漁業時期としましては、3月25日から6月15日まで。船舶の総トン数は20トン未満。許可すべき船舶等の数につきましては、125隻としてございます。こちらは後程御説明させていただきます。また、(2)にあります許可の有効期間は1年としてございます。また、許可の主な条件をこちらにも記載の内容で規定してございます。

次に、5ページを御覧ください。続きまして、許可の対象でございますが、(1)許可枠の設定といたしまして、平成29年漁期より、震災前の許可数を許可枠の上限といたしまして、許可枠の上限の8割となる151隻で運用してございます。また、漁業許可処分取扱い要領によりまして、宮城県小型漁船漁業部会が許可希望隻数を取りまとめ、県に提出し、県は提出された希望隻数を踏まえて、海区漁業調整委員会へ諮問するための公示枠案を設定する流れとなっております。(2)に、許可隻数の推移を参考として掲載してございます。続きまして、(3)許可等すべき船舶の数(公示枠)となっておりますが、こちらは当該漁業が近年不漁が続いている状況ではございますが、本県の春漁を代表する漁業として沿岸漁業者の経営を支える重要な漁業となっておりますので、自主調整方針を定め資源管理と漁業秩序の維持を図っている宮城県小型漁船漁業部会の意見を聴いた上で、公示枠は運用枠内でありまして125隻というふうに考えてございます。

続きまして、2ページにお戻り願います。2ページ目が、今回御審議いただく制限措置の内容となっております。1の許可すべき船舶の数その他制限措置につきましては、先程御説明しました内容となっております。許可すべき船舶の数を125隻としてございます。また、2にあります、許可を申請すべき期間といたしまして、令和5年2月16日から令和5年3月10日までとしたいと考えてございます。

説明については以上となりますが、最後に、前回の委員会でお諮りいたしました、おきあみ1そうびき機船船びき網漁業につきまして、高橋平勝委員の方から御質問いただきました、許可の条件につきまして、前回未回答となっておりますので、資料の後の方に補足資料をつけてございましたので、そちらを用いて説明させていただきたいと思っております。1枚ものの資料となっております。おきあみ1そうびき機船船びき網漁業の許可の条件

についてという資料となっております。許可の条件といたしまして、抜粋という形で、(6)から(7)、(8)という形で条件を掲載してございますが、いただいた質問の趣旨といたしましては、あきあみ以外の魚種を混獲した場合は、直ちにその場所における操業を中止し、操業位置を移動しなければならないというものと、(8)にあります、漁業調整規則の規定によって採捕が禁止されているさけ・ますの稚魚を混獲した場合は、速やかに海中に放流するとともに、混獲が顕著な場合は、操業位置を移動しなければならないという条件を使い分けている理由についてという御質問をいただいております。こちらに対する回答といたしまして、中段から下の方に許可の条件を定めるまでの経緯を図示したものを掲載してございます。一番下にあります平成3年のところですが、すくい網漁業の不漁対策といたしまして、平成3年からおきあみ1そうびき機船船びき網漁業の許可制を導入してございます。その際、(8)にありますさけの稚魚の保護につきましては、昭和53年からさけの資源造成が本格化したしまして、先程の火光利用敷網もそうなんですけれども、混獲の可能性のある漁業の種類については、一律にさけ稚魚の保護に係る条件を付してございます。また、平成2年ですけれども、こちらおきあみ1そうびき機船船びき網漁業の許可制導入なんですけれども、こちらはすでに岩手や福島で定着し盛んに営まれておりましたが、本県では、既存漁業や他の漁業資源への影響を懸念する意見がございましたので、許可の対象者や操業区域等を限定した上で、さらに(7)のおきあみ以外の混獲等を制限する条件を規定してございます。さらに、先程の火光利用敷網の部分になりますけれども、沖合底びき網漁業によるめろうど操業開始というものに端を発しまして、沿岸漁業者との間で社会問題にまで発展してしまっただいゆるめろうど紛争の解決策といたしまして、両者による覚書の調印というものを平成2年の1月になされております。その直後ということでもありまして、混獲であってもいかなごの漁獲を容認する情勢になかったことから、(7)の条件に加えまして、(6)のいかなごの漁獲自体を制限する条件を付したものととなっております。

以上、説明については以上となります。

○關会長

ありがとうございました。

県から説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御質問等ございましたら発言願います。

発言に対しましては、同じように挙手の上、議長の指名、番号及び氏名を述べてお願いします。

はい、鈴木会長代理をお願いします。

○鈴木会長代理

許可の主な条件のところなんですけれども、これ小型定置から400メートル、あと養殖施設から200メートルとなっておりますよね。これ大型定置は関係ないってことですか
こういうふうな文言にしてしまうと。

○關会長

はい、どなたお答えいただけるでしょうか。
芳賀さんお願いします。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

大型定置につきましては、定置漁業権の切替えの都度、定置網の保護区域、漁場によって、定置網からの離す距離というのは違うんですが、600メートルなり1,000メートルなりというように、定置網の保護区域を設定する委員会指示の方を発動しておりますので、大型定置、小型定置含めてですね、操業を禁止する距離の確保といった形での許可制度の運用となっております。以上です。

○鈴木会長代理

分かりました。あともう1つ、この養殖施設から200メートル以内、もちろん定置から400メートルとなっているんですけども、これ県の方で違反した場合どうするかとか対処考えているんですかね。

○關会長

どなたお答えいただけますか。
芳賀さんお願いします。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

当然、制限措置の違反ということになりますので、違反の事実を現実的に検挙ということになれば、当然罰則のある規定となっておりますので、そのように対応するということが正しいことかなと思います。

○鈴木会長代理

説明は分かるんだけど、これ実際、我々海で操業していてね、これ違反が結構出ていて、3月25日から解禁といってものりの養殖筏の中に入って操業したりして、のり筏が被害を受けていることも結構あるんですけども、これ県小型で自主ルールの中でやるといっても、ある程度県の方からも力添えして罰則規定を発令して、そういう取り締まりを強化しないと、同じことの繰り返しになるんじゃないんですかね。

○關会長

はい、それに対しては、はい芳賀さん。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

ただいまの御発言もとてもだと思えます。ランプ委員会が3月の下旬に予定されていますので、当然その際にも許可の条件等を説明した上で、対応の方進めていきたいと思えます。以上です。

○關会長

はい、鈴木さんこれ、取締は実際見たことないわけですか。

○鈴木会長代理

ないですね。例えばうみたか、うみわしという船がいるんだけれども、それが出て、たまには回っているようなんだけれども、実際そういう時はもう、計器類が性能良くて、例えば取締船が出てきた場合には、もうレーダーだのプロッターに映って、その漁場から逃げるんですよ。だから、同じ漁業者だから別に拒むとかそういうことじゃないんですけども、漁具に被害を与えるというのが一番なんですよね。2、3年くらい前に仙台港に入って操業してフェリー止めたことありますよね。その時点で、そこに入って操業できないかというのは、もうモラルの問題だと思えますよ。許可はあるんですよ、実際。この県の許可の出し方にもよって、漁港の目の前、岸壁の目の前から操業できるとかというふうになっちゃうと、やっぱりトラブルがあるんでこれ何十年も前の許可の出し方であれば、今回見直しするべきじゃないのかなと。やっぱりそういうものをいろいろ考えていかないと、例えば動力船が湾内に停泊していると、その中にかごだの網だのを設置された場合、絡まったりすれば、事故のもとなんですよね。そういうふうな許可のあり方というのをもうちょっと見直した方がいいんじゃないですかね。

○關会長

見直しのお願ひがありますので、これはこの場で協議ではなくて、この指摘に対して、県の方でいろいろ対処をお願いしたいと思いますが、はい阿部さん、お願いします。

○水産業振興課 阿部課長

火光利用敷網漁業の操業区域については、養殖施設の近くで操業するという行為というのは前からありました。中部でもほやの養殖施設を壊して、数年前は気仙沼の方で養殖施設の方に入って、これは検挙された時もありまして、委員お話のあった仙台港の中の話については、フェリーを止めたという大問題がありまして、海上保安部の方から操業禁止にするような話がありました。ただ、こうなご漁がなかなかかつてのように獲れないというような状況があり、仙台港の中しか漁場が形成されないという実態もあり、ランプ委員会の方から何とかルールを決めて、当番船もつけて、無線も専用の無線を設置して、何とか秩序を守ってやりたいと、遵守して操業したいという、そういう話もあり、保安部の方にも御説明申し上げ、あとは仙台港の関係する荷受の海運業界の方にも御説明申し上げ、何とかルールを作って今に至っているところまでございまして、操業のルール遵守については、火光利用敷網以外も引き続き、各委員会を通じて、まずは指導してまいります。必要であれば取締船も出しますし、あとはもう、海上保安部という部分にもなる事態は避けたいというふうに思いますので、引き続き指導してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○關会長

鈴木会長代理どうですか。

○鈴木会長代理

分かりました。仙台港は県知事が、やっぱ国際港として活用するということで、県知事ももっと力入れるようなんですけども、漁業者が円滑に操業できるようなね、体制づくりだけしてもらえればいいかなと思う。

私の方はよく分かりました。

○關会長

はい。どうもありがとうございました。

よろしいですか。

○鈴木会長代理

はい。

○關会長

ほかにございませんか。

はい、伊藤さん。

○伊藤委員

阿部課長さんの方から仙台港内においても操業というような話だったんですけども、これ毎週のようにバース会議というのを開いているんですけども、その中でどういう意見交換とか、行っているんでしょうか。各利用する船舶会社に対してバース会議とか何とかで周知徹底されているんでしょうか。

○關会長

伊藤さんからバース会議で徹底しているかのお話が。

はい、芳賀さんお願いします。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

今ちょっと手元に資料なかったので概要での話になりますが、バース会議というよりは仙台港周辺で操業する場合の条件として、まずはグループごとに船を分けると、支所ごとに船を分けて連帯責任という制度を導入する。あとは16チャンネルで入港するフェリーとの交信を取れる環境を作るとのこと。あとフェリーの方が出入港する、大体9時ぐらいに終わるんでしょうかね、9時以降ということで、基本的にバース会議での調整というよりは、物理的に時間をずらす。あとは、何かあった時の連絡体制をとれるようにするというような形での住み分けのルールを関係機関と決めております。

○關会長

はい、伊藤さんよろしいですか。

○伊藤委員

はい。

○關会長

どうもありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

私から、この隻数ですけど、鈴木会長代理の方で納得してらっしゃるんですか。これ小型漁船漁業部会の意見を聞いた上で決めたということなんですけど。

○鈴木会長代理

県漁協では、県小型と仙台湾小型とで分かれています。大きな船と小さな船で。その中で、こうなご漁のことに関しては、県小型が管轄しているんです。もちろん我々も許可を持っている船もあるんですけども、それをもう県小型の決めた方針どおりに動くと。許可数が125隻、これ前はもっとあったんですよ、確かね。それがだんだん人が減るとか、漁がないために減らして125隻でいいんじゃないかということで落ち着いているはずで

○關会長

了解してらっしゃると。

○鈴木会長代理

はい、そうですね。

○關会長

ほかにはないですか。

なければ「火光利用敷網漁業の制限措置（案）等について」は、原案どおり指示を発動することに御異議ございませんか。

○各委員

はい。

○關会長

異議なしと認め、令和5年2月1日付け、水振第867号により諮問のあったこのことについては、原案どおりで差し支えない旨答申することとします。

○關会長

次に、審議事項（3）「宮城海区漁業調整委員会に関する規程等の改正について」を上程いたします。

事務局から説明願います。阿部事務局長お願いします。

○事務局 阿部事務局長

審議事項（３）「海区漁業調整委員会に関する規程等の改正について」であります。今回御審議をお願いするのは、宮城海区漁業調整委員会の規程として施行されてございます宮城海区漁業調整委員会個人情報保護条例の施行規程についてでございます。県の個人情報保護条例が廃止されて、委員会規程において現行法、条例を引用している部分につきまして、変更が生じたものから、今回、所要の改正を行うものでございます。事務的な部分でございます。

担当の方から御説明申し上げます。

○關会長

はい、瀧上さんお願いします。

○事務局 瀧上主事

資料３をお願いいたします。審議事項（３）「宮城海区漁業調整委員会に関する規程等の改正について」ということで説明させていただきます。

１ページ目をお願いします。今回の、宮城県海区漁業調整委員会に関する規程等の改正についてということで、改正の概要について説明させていただきます。本委員会に関する規程として施行されている宮城県海区漁業調整委員会個人情報保護条例施行規程というものがございまして、こちらが当委員会に関係する個人情報、例えば委員の略歴や漁業の許可関係等について、当県で定めている個人情報保護条例に従った取扱いを行いますということで規程を設定してございました。今回、基づく個人情報保護条例の方が廃止されて、法律の制度の改正により、個人情報の保護に関する法律の改正とそれに伴う個人情報の保護に関する法律施行条例というものが新しく制定されたことにより、上記の委員会規程で現行条例を引用している部分の条例名の変更等を行う必要が生じているため、今回改正を行うものでございます。法制度の改正の内容について簡単に説明させていただきます。

２ページを御覧ください。こちらが個人情報保護制度改正の全体像ということで、左下の図を御覧ください。これまでは、個人情報の保護に関する法制度といたしましては、国の行政機関や独立行政法人、民間や地方公共団体等でそれぞれ基づく法律が別個にありまして、それに基づいて取扱いを行っておりました。今回の法制度改正では、これらのバラバラに取り扱っていた法律をすべて個人情報保護法一本でまとめて取扱うものとされまして、法律の適用されるもののうち、国の行政機関や地方公共団体については、条例などで補足の説明を入れるということで、これまでは県の条例で独自に決めていたものを、法律と県で新規制定する施行条例に基づいて、個人情報の取扱いを行うものとなっております。

１ページ目にお戻りください。今回、この法律の改正及び県で新規制定する条例は令和５年の４月１日から施行されますので、本規程の改正についても、同日付の施行とする予定でございます。改正内容につきましては、３ページに新旧対照表がございまして、元となる条例が廃止されて新しい条例が制定されたため、規程の題名や本文中で条例題名を引用している部分を改正するものとなっております。

３ページ目を御覧ください。規程の新旧対照表となっておりますので、右側が現行、左

側が改正案となっております。今回、右側の方で記載されている個人情報保護条例が廃止されまして、代わりに個人情報の保護に関する法律と個人情報の保護に関する法律施行条例というものに基づいて個人情報を取り扱うというものになってございます。また、個人情報保護法ではなく個人情報保護法律施行条例という名前になりましたので、規程の題名も個人情報保護条例施行規程から個人情報保護法施行条例施行規程という複雑な名前になります。新旧対照表のとおり法律と新規条例に基づくものとし、附則で令和5年4月1日から施行という形にさせていただきます。

5ページから9ページが条例の公報となっております。また、10ページから49ページまでが個人情報保護法の改正後の条文となっております。こちらは長いので、後程御確認いただければと思います。

1ページ目に戻っていただいて、最後に県公報への登載スケジュールとしましては、今回御審議いただき現案のとおり承認された場合には、2月28日（火）の公報に登載する予定でございます。

説明については以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○關会長

事務局から説明が終わりましたので質疑に入ります。

御質問等ございましたら発言願います。方法は、以前のとおりです。

どなたか質問ありますか。皆さんよくわかりました。この法律の名前が変わったことによって、個人の秘密の取扱いは変わるんですか。何か変更あるんですか。それとも全く以前と同じ扱いなんですか。

○事務局 瀧上主事

海区内におきましては基本的には前回と同じような取扱いという形にはなりますので、特段何か大きな変更があるというわけではございません。

○關会長

つまり規程する法律の枠組みが変わっただけという理解でよろしいですね。

○事務局 瀧上主事

そのような形になります。

○關会長

そのような形になる、分かりました。

そのようなことだそうです、ほかにございませんか。

はい、高橋（平）委員。

○高橋（平）委員

確認したいんですけども、4ページ。これ、宮城県海区漁業調整委員会でいいんですか。県入りますよこれ。宮城海区漁業調整委員会ではない。

○關会長

はい、御確認をお願いしたいということです。
どなたか確認できますか。

○高橋（平）委員

他のところは県が入ってないんですよ。
県は入ってないふうだと思うんですけども。

○事務局 瀧上主事

そうですね。すみません、入らない形になるようだと思います。ちょっと確認します。

○高橋（平）委員

あと4ページが全部そうなってますよね。

○事務局 瀧上主事

申し訳ありません。
はい、すみませんちょっとあと確認して修正したいと思います。

○關会長

今、その点について御存知の方いらっしゃらないんですね。
はい、阿部事務局長お願いします。

○事務局 阿部事務局長

ちょっと時間をもらいまして、調べます。

○關会長

高橋（平）委員、ちょっと時間おいて確認させていただきたいとのことですのでお待ちください。よろしくお願いします。
本日の時間ではないですね。はいどうぞ。

○事務局 阿部事務局長

議事を進めさせていただきまして、分かり次第。

○關会長

はい、分かりました。
それではその他の御質問はございませんでしょうか。
その回答がないと諮問どおりというわけにはいかないような気がしますね。だから、ちょっと別なことの審議に入ってしまうんですか。新旧対照表までありますのでここに県が入ると入らないのとで。
はい、阿部事務局長。

○事務局 阿部事務局長

一旦、議事を次の議題に進めていただきまして、この件は一旦保留にして、進めていただければというふうに思います。

○關会長

皆さんそういうことですがよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○關会長

分かりました。それでは、今回のこの議事は保留いたしまして御回答いただいた上で、結論を出したいと思います。

----- 審議事項保留 -----

【協議事項】

○關会長

次に、協議事項に先に入ります。

協議事項「定置・区画・共同漁業権の免許に関する漁場計画（案）について」を上程いたします。県から説明をお願いします。はい、阿部さんお願いします。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

私の方から、協議事項「定置・区画・共同漁業権の免許に関する漁場計画（案）について」資料4を用いて説明させていただきます。

資料ですが、ダブルクリップを外していただきまして、一番上にあります令和5年定置・区画・共同漁業権一斉切替えについてという説明資料と、その次に、宮城海区漁場計画（案）という厚めの資料がありまして、さらにその後にそれぞれの漁業権ごとの概要図というセットになっております。本日は、主に一番前にあります説明資料を用いて説明させていただきます。本日は漁業権一斉切替えの漁場計画（案）について御協議いただきたいと思ひます。

1枚おめくりいただき、1ページを御覧ください。まず、概要でございますが、今回切替えの対象となる漁業権は、2にありますように海面では定置漁業権が33件、区画漁業権が576件、共同漁業権が一種・二種・三種を合わせて123件と合計732件となっております。

次に、免許までのスケジュールにつきまして中段にイメージ図がございますが、裏面の2ページの方で御説明させていただきたいと思ひます。スケジュール表となっておりますが、網掛けとなっております6番目までが終了しておりますが、これまで現在免許している漁場の行使状況の調査や切替えに向けたヒアリング等の作業を実施して参りました。現在は7番目にあります関係機関との協議ということで、船舶航行の支障などについて海上

保安部や県の土木部の方と協議を進めているところでございます。また、漁業法の改正によりまして、新たに利害関係人の意見聴取が必要となりまして、現在の漁場計画（案）について8番にありますパブリックコメントの方を2月9日から実施しております。本日の2月14日ですが、9番にありますように、現在検討しております漁場計画（案）について御協議いただきまして、次の3月の海区委員会では、23日の予定ですが、先程の関係機関協議やパブリックコメント等の結果を反映させた計画案を諮問させていただき予定でございます。なお、3月の委員会では、その後の公聴会の日程についても諮問させていただきたいと考えてございます。公聴会については、10番にありますように現在4月中旬頃を予定しております。北部地区・中部地区・南部地区の3か所で開催を検討しております。日程や開催場所等につきましては、来月の委員会で御審議いただきたいと思います。その後、4月の委員会におきまして、海区委員会から漁場計画の答申をいただき、5月末までには漁場計画を決定し公示することとしております。その後、免許申請を受け付けまして、8月の海区委員会におきまして、免許申請者の適格性の諮問と答申をいただきまして、9月1日に免許、一斉切替えというスケジュールで進めて参りたいと考えております。なお、こちらに記載の日付は目安となっております。日程が近くなりましたらまた御報告したいと思います。

3ページ以降が、定置・区画・共同漁業権の漁場計画（案）の概要となっておりますが、前回の委員会におきまして、今回の切替えに関する要望等の概要等図面も含めて報告させていただいておりますので、今回はその後変更となった部分を中心に説明させていただきたいと思います。

それでは、まず3ページを御覧ください。まず定置漁業権について説明させていただきます。1に取扱い方針の主な項目を掲載しておりますが、昨年6月の海区委員会で説明させていただいた内容と同じものであるため、説明は割愛させていただきます。2の令和5年の漁場計画（案）といたしまして、下の表にありますように、合計33件免許されておりますが、前回の委員会で報告させていただいたとおり、北部で1件の減、中部で2件新設希望がありまして、令和5年の漁場計画は1件多い34件としております。こちらは前回報告時から変更はございません。

次に、4ページを御覧ください。定置漁業権の漁場計画（案）を4ページ及び5ページにまとめてございます。まず①新規としまして、女川町横浦地先及び石巻市網地島の杉の浜地先の2件がございまして、次に、②の漁業時期についてですが、期間の延長が11件ございます。内容は主に周年化となっております。近年の海洋環境の変化によりまして、さばやいわし等の南下時期等が早まっている状況から、現在の4月や5月からの開始となっているものを周年化や前倒しするものとなっております。こちらについては、近隣支所等との調整が概ね整う見込みとなっております。次に、漁場区域の変更についてですが、③のとおり6件ございまして、こちらも、漁場の変化や近隣の養殖施設等との漁場利用の観点から漁場の位置を変更するものですが、前回報告した内容に変更はございませんので説明は省略させていただきます。最後に、④の廃止についてですが、南三陸町歌津田ノ浦地先の定第12号については、現在漁業の実態がなく継続の要望もないため廃止するものとなっております。

5ページの方ですが、ただいま御説明いたしました概要を一覧表にまとめてございますので、御参考にしていただければと思います。

続きまして、6ページの方御覧ください。次に、区画漁業権について御説明いたします。取扱い方針の主な具体的項目を中段に記載しておりますが、下から2つ目の「漁場の統合」にありますように、漁場の有効利用や漁業生産力を高める観点から、地元の意向を踏まえながら可能な限り整理・統合を促進するとしております。2の令和5年の漁場計画（案）といたしまして、表にありますように、現在576件の区画漁業権がございますが、統合などによりまして、北部が173件から68件減の105件、中部が238件から34件減の204件、南部が165件から21件減の144件となり、全体では123件減の453件となっております。こちらは前回報告時から多少変更がございましたので、後程説明させていただきます。

次の7ページに、組合や支所ごとの内訳を掲載しておりますので、御参考にしていただければと思います。

次に、8ページを御覧ください。前回報告時から変更となった主な漁場区域を説明させていただきます。まず、南三陸町尾崎地先の区第1413号ですが、当初岸側への拡大を予定してございましたが、隣接する定置漁業区との調整によりまして、沖側を縮小する形となりまして、岸側に移設する形の修正となっております。

続きまして、南三陸町戸倉長清水地先ですが、隣接しております1536号と1537号について統合を行うものです。

続きまして、ページの下にあります石巻市万石浦内の区画漁業権については、統合の要望がございましたが、現在の航路や滞を確保するため、変更は行わず現行のまま漁場計画を策定する予定です。

次に、9ページを御覧ください。現在調整中の主な項目を説明させていただきます。まず（1）関係機関との公益協議といたしまして、海上保安部と事前協議を進めております。その中で今回の拡大・統合漁場における航路の確保等について、協議を継続しております。具体的には表にありますように、気仙沼大島西湾・東湾航路付近、また、石巻市十八成浜地先、さらに福貴浦、狐崎浜、荻浜周辺の統合する漁場について、航路確保の観点から協議を行っているところでございます。また、のりのバリカン症対策として沖側に設定された漁場につきましては、今回岸側の漁場との統合を予定しておりますが、こちらについても、基本的には暫定的に設けられた漁場として整理されているということもあり、更なる協議が必要となっております。また、標識等に関する条件といたしまして、最近も養殖施設に船舶が接触する事故が多発しておりまして、海上保安部としては、既存の標識に加え、レーダー反射板などより効果的な標識を設置すべきという提案もいただいております。また、今回は拡大や統合などの変更が多いことから、海面を利用している遊漁や観光船業などの団体にも広く説明すべきとの意見をいただいております。また、地方振興事務所と協力しまして、これらの団体への説明も行っているところでございます。また、海上保安部との事前協議と並行いたしまして、土木部との事前協議も行っておりまして、港湾区域内に設定された漁場の統合や拡大について協議を行っております。また、（2）にあります漁場計画に関する項目としまして、関係地区等に誤りがないか最終確認を進めているところです。今

回は統合や拡大する漁場が多い状況ですので、今後、漁協や支所が免許申請に向け手続きを進めるに当たって、問題が生じないように地方振興事務所と協力して確認作業を進めております。また、その他といたしまして、気仙沼市唐桑町大槻島地先の新設予定の魚類養殖漁場については、近隣の漁業関係者等と現地調整を行っているところでございます。

続きまして、10ページを御覧ください。最後に、共同漁業権について御説明いたします。1に取扱い方針としまして、第一種から第三種までの主な項目を掲載しております。また、2の令和5年の漁場計画(案)としまして、現在の123件に対して、第一種では1件減の59件、第二種で5件減の56件、第三種は現状どおりの2件で合計としまして6件減の117件となっております。こちらも前回報告時から多少変更がございましたので、そちらを中心に説明させていただきます。

11ページから13ページにかけて、各共同漁業権の変更をまとめておりますが、前回報告時からの主な変更点を本説明資料一番後ろの14ページにまとめておりますので、まずは、そちらで説明させていただきたいと思っております。

14ページをお開きください。まず、一番上の気仙沼市唐桑町地先の共第202号につきまして、赤いラインで囲まれている範囲のうち白抜きとなっている部分が現在の漁場となっておりますが、これを沖側の赤いラインまで拡大する修正となっております。こちらは前回の報告時に、右側にあります唐桑半島の201号と図の下、南側にあります気仙沼大島の203、204号の境界を直線化する変更点を御説明させていただきましたが、その境界線の延長上に本漁場も入っていたため、追加して修正を行うものとなっております。次に、2つ目にあります気仙沼市鹿折地先の漁場ですが、こちらは赤いラインで囲まれた範囲に第一種と第二種の共同漁業権を設定するものです。前回の委員会におきまして、本漁場の南側にある103号及び204号を湾奥に拡大する形で同海域に漁業権を設定する旨御説明しておりましたが、漁場が一度陸地で切れることもあり、新しい共同漁業権として104号と205号を設定することになったものでございます。次に、3つ目にあります石巻市田代浜地先の237の共同漁業権ですが、こちらは左側の修正前の図にありますように、前回の委員会では田代島の左側を定置漁業権の沖側のラインまで西側に拡大するとともに、島の東側も第一種共同漁業権の132号と合わせる形で拡大する旨説明しておりましたが、海上保安部との事前協議の中で、島の東側は田代水道となっており、多くの船舶が航行していることから、漁場の拡大は、船舶航行に支障が生じる可能性があるとの指摘を受けたことから、西側の漁場については現状を維持する形に修正するものとなっております。最後に、4つ目の石巻市流留・万石浦地先の漁場ですが、左側の修正前の図にありますように、現在設定されている第二種共同漁業権を第一種共同漁業権の範囲に拡大したいという要望を受けてございましたが、同漁場を利用する全ての漁業者との調整が行われた状況ではないことから、変更は行わず現状のままとするものでございます。以上が共同漁業権の主な変更となっております。

それでは、11ページにお戻り願います。共同漁業権の漁場計画(案)の概要といたしまして、まず第一種共同漁業権ですが、①の漁業名称の変更としまして、表の1番上にあります気仙沼地区支所のあかがいの削除がございましたが、そのほかは追加となっております。基本的には前回の報告と同様となっておりますが、2番に先程御説明しました、気仙沼鹿

折地区の新設104号の追加があるほか、漁業実態を考慮しまして、追加する漁業種類の見直しを行ってございます。続きまして、②の漁場区域の新設・変更につきましては、先程御説明しました3番にある漁場の新設が主な変更点となっております。

次に、12ページを御覧願います。(2)の第二種共同漁業権について説明させていただきます。まず①の漁業名称の変更としましては、6件の追加となっておりますが、先程御説明しました、2番にあります気仙沼鹿折地先の205号の追加が前回からの主な変更点となっております。②の漁場区域の変更については、先程御説明しました2番目の気仙沼唐桑の202号、また、4番にあります気仙沼鹿折地区の205号の新設、更に12番の方でございます石巻市田代島周辺の区域の見直しが前回からの主な変更点となっております。次の、③の漁場の時期の変更については、表にありますように12件の漁場について変更ございますが、こちらは海洋環境の変化で近年の海洋環境の対応するため、対象となっている水産物の漁獲時期が変化している状況のため、期間の延長や周年化を行うものとなっております、前回報告から変更はございません。また、④の統数の変更については、近年のさけの不漁などから、統数を削減する要望が多くございまして、基本的には多くの漁場で統数の上限を削減するものとなっております。(3)の第三種共同漁業権については、従来どおりとなっております。以上が現在の漁場計画(案)の概要でございます。

こちらの漁場計画(案)をまとめたものが、別冊の宮城海区漁場計画素案となっております。またその後には各漁業権の概要図も添付してございます。最初に御説明しましたとおり、現在こちらの素案を関係機関協議やパブリックコメントという形で、意見の募集を行っているところでございますので、本日の協議も含めまして、その結果を反映させた計画案を3月に諮問させていただきたいと思っております。

○關会長

県からの説明が終わりましたので質疑に入ります。御質問ありましたら御発言願います。方法は以前と同じにします。

どなたか質問ございますか。

はい、平井委員。

○平井委員

まず1点感想として、不漁が続いているので、期間を延長して周年化とかそういう方向だろうなと思って拝見して見ました。質問ですけども、前回の委員会のときも伺ったんですけど区画漁業権で拡大だとか統合とかが進んでいるというふうにあった、その時のメリットというのは管理上いいんだというふうにご説明を受けました。

県の大きな方針として、震災以降、経営体を強化するために協業化とか、それから法人化とか、いろんなものを進めましょうというふうな大きな方針があったように思うんですが、なかなかそういうのもあまり進んでいないように思うんですけども、今回の漁業権切替で統合とか拡大とかというところにおいて、そういう協業化とか法人化というのは、どの程度進むのか、全くもう関係ない問題なのか、その辺、実際、県の方針としてもそういうことを引き続き進められる中で今回の切替えとのはどのような影響があるのか、関

係あるのか、その辺ちょっと教えていただきたいなと思うんですが。

○關会長

そういうお尋ねにお答えできる方はどなたでしょうか。

はい、阿部課長お願いします。

○水産業振興課 阿部課長

協業、共同化というのは震災以降、南部地区であれば、のり養殖の協業、大分進んでおりますし、共同化というのは、浜の一部では、完全な共同化というよりも、作業の共同化というような形で各浜々でやられているというのは現在あります。県の方といたしましては、漁業を各浜の漁業者の皆さんが高齢化を迎えまして、一緒にやっっていこうかという声が聴こえますけれども、実際今回の漁業権の関係でそれを強く推し進めようという部分じゃなくて、通常の担い手とか浜の存続といいますか、そういった部分で経営基盤を強化していきこうという勉強会といいますか、そういったものを通じまして、できる部分から1人よりは2人に持っていった方が、作業の面でも良いのかなと思いますが、その辺は、ちょっと浜の状況、地域の状況によって異なっておりますので、その地域に応じまして対応していくといいますか、そういうふうな状況にあります。

○關会長

はい、平井委員、今ので御理解いただけただけでしょうか。

○平井委員

大体よくわかります。現在ICT化の推進とかそういうのを進んでいて、できればそういう新しい技術なんかを導入するには、やはり協業化とかいうのが進んだ方がよりそういうのを取り入れやすいだろうと思うんですけども、なかなか現場では難しいんじゃないかなというふうなことも考えておまして、今回そういう漁業権の切替えの時期にそういう浜の方がいろいろ御相談されて、より協業化を進めていこうという動きがあるのかなと思って伺ったところです。

○關会長

はい、阿部課長お願いします。

○水産業振興課 阿部課長

あと、もう1つ漁場の統合という部分がありますけれども、今までは同じ組合、同じ支所の中でもA浜とB浜はそれぞれ分かれている漁場であったんですけど、これをA浜もB浜も一緒に大きい漁場で有効に使っていこうという動きはあって、そのための統合というのは今回ありますので、同じ支所の中で、A B C Dの浜が一緒に漁場になって、漁場を有効に使っていこうという統合はありますので、他の協業という部分じゃなくて浜が一緒になっていくというような動きはあります。

○關会長

はい、協力が強力になるようです。

ほかにございませんでしょうか。

今回はこういう協議で、今後、更に固まったのが3月にお示しいただくことになるそうですので、本日はこれぐらいの内容で質問ございませんね。

なければ、協議事項「定置・区画・共同漁業権の免許に関する漁場計画（案）について」はこれまでとします。

----- 協議事項終了 -----

○關会長

それでは元に戻りまして審議事項の（3）に戻ります。

はい、芳賀さんお願いします。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

先程、審議事項の（3）の規程の改正の部分、高橋（平）委員の方から名称の方ですね、宮城県海区か宮城海区かという部分確認いたしました。

申し訳ございません、資料の方ですね、間違っていました、全て宮城海区漁業調整委員会となりますので、規程のタイトルの方も告示の番号の方も、条例の名称の方も全て宮城海区漁業調整委員会の個人情報保護条例施行条例というような形になります。

資料の方、誤っておりました。申し訳ございませんでした。

○關会長

はい、高橋（平）委員、今ので回答ということになりました。

○高橋（平）委員

時間ないようなので、確認の上ですね、公報登載が今月末ですよ。確認の上、お願いします。

○關会長

はい、分かりましたありがとうございます。それでは、そういう修正をするということをお前提にして、宮城海区漁業調整委員会に関する規程等の改正については、修正の上、公報登載することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

はい、ありがとうございます。

異議なしと認め、修正の上、公報に登載することに決定いたします。事務局は修正の上、公報登載手続きをお願いします。

----- 審議事項終了 -----

【報告事項】

○關会長

次に、報告事項に移ります。

報告事項「漁業権漁業における資源管理の状況等の報告について」を上程いたします。県から説明をお願いします。

庄子さんですか、はい、お願いします。

○水産業振興課 庄子技師

私の方からは、報告事項として「資源管理の状況等の報告について」資料5を用いて御説明いたします。

資料を表紙1枚おめくりいただきまして、1ページ目が右肩に資料5-1と書いてあるものでございまして、漁業権漁業における資源管理の状況等の報告についてということで、漁業法における内容等を記載したものでございます。

1. 概要でございますけれども、令和2年12月1日より施行された改正漁業法におきまして、漁業権者は資源管理の状況等について、都道府県知事への報告義務が新たに定められました。都道府県知事が定める方法により、年に1回以上、都道府県知事の定める日までに報告を行い、その内容を海区漁業調整委員会へ年1回以上報告するものとされております。下の点線の枠内ですけれども、こちらは漁業法及び漁業法施行規則の関連条項について記載したものでございます。

続きまして、裏面2ページ目を御覧ください。2. 令和3年度実績の報告についてということでございますが、令和3年度実績の報告対象は、ここに挙げました表のとおりとなっております。定置漁業と共同漁業につきましては、4月から3月まで、そして、区画漁業は令和3年度に水揚げ開始した漁期分が報告対象期間となっております。区画漁業においては、それぞれの品目で報告対象の期間が異なっておりまして、そちらは下の米印のところに載せてあります図に記載してございます。下のポチですけれども、区画漁業につきましては、このように、生産年の状況を把握するために、各生産漁期の単位としてございましたが、各品目で漁期が異なることによりまして、混乱ですとか事務手続きの煩雑化、点検作業の遅れなどの問題も生じたことから、来年度以降、報告対象の期間の見直しを行う予定としております。今回は、このうち定置漁業について報告させていただきます。

続いて、3ページ目を御覧ください。こちらは、今回報告いたします定置漁業の令和3年度資源管理の状況等の報告の概要になります。1の報告対象に、各漁業権の種類別の数と免許期間をお示ししておりまして、今回報告いたします定置漁業については33となっております。2といたしまして、資源管理の状況等の報告に対する確認結果を御説明いたします。各漁業権者から提出された資源管理の状況等の報告を基にしまして、記載内容の確認ですとか、関係団体からの情報収集、ヒアリング等により、活用の状況を確認いた

しました。まず(1)として、資源管理の状況等の報告でございますが、こちらはすべての漁業権者の方より令和3年度における報告が提出されてございます。続きまして、(2)資源管理の状況でございますけれども、各定置漁業では、宮城県漁協及び牡鹿漁協において定めている資源管理計画に参加しておりまして、網上げとか休漁、くろまぐろの放流の取組が適切に行われていました。また、さけの稚魚の放流時期における網目の規制とか、ひらめなどの小型漁の再放流、くろまぐろ入網における網起こし回数の削減等の地域の事情に合わせた資源管理の取組が行われておりました。続きまして、(3)漁場の活用状況ということですが、こちらに関しましては、令和3年度に休業した2者を除きまして、すべての漁業権者の方が操業可能な期間の相当程度を利用しておりました。休業した2者、こちらの漁場の数で言うと3件になるんですけれども、こちらについては、いずれも乗組員不足に伴う休業でございます。大元の原因を追っていきますと、近年の秋さけの不漁ですとか、慢性的な人手不足というのが背景として考えられましたことから、こちらはやむを得ない理由であると判断されました。休業した2者というのは、ここに示しました2者になります。これらのことから、(4)漁場活用の状況の評価の結果をお示ししています。結果といたしましては、33件すべて問題なしと判断いたしました。このうち、適切かつ有効に漁場が活用されていると判断したのは30件、有効に活用されていないと判断いたしましたのは3件ございましたけれども、この3件というのは下の米印にあるとおり、先程述べた休業中の2者、漁場としては3件につきまして、漁場を有効に活用されてはいないものの、それは不漁ですとか人手不足に伴う乗組員不足により休業ということがありましたので、合理的な理由であると考えられることから、問題なしと判断いたしました。

続きまして、4ページ、5ページ目を御覧ください。こちらは、各漁業権者から提出された実際の報告の内容になります。資源管理の取組の実施内容や、漁業の時期について確認いたしまして、これらをもとにして、先程申し上げた3ページ目の評価の結果というものを判断してございます。

最後になりますけれども、6ページ目に参考資料というものをお付けしております。こちらは、各定置漁業から報告されました漁獲量、それぞれの業種別の漁獲量のうち、主なものを示した図になります。こちらは参考資料ということで、後程御覧いただければと思います。私からの説明は以上です。

○關会長

ありがとうございます。

県からの説明終わりましたので質疑に入ります。御意見等ございましたら発言願います。どなたか質問ありますか。よろしいですか。

なければ報告事項はこれまでとします。

————— 報告事項終了 —————

【その他】

○關会長

次に、そのほかに移ります。

県からお願いします。

○水産業振興課 千葉主幹

私の方から、お手元に配付の第47回宮城県水産加工品品評会について、資料を用いてその開催状況を御報告させていただきます。

先月、1月24日火曜日に開催場所石巻市水産総合振興センターの方で、県及び宮城県水産加工業協同組合連合会、宮城県水産加工研究団体連合会が共催で第47回宮城県水産加工品品評会を開催いたしました。今回は、出品数53の企業、2つの学校から合計124品の水産加工品が出品されまして、写真にもありますとおり、栄えある農林水産大臣賞には、株式会社木の屋石巻水産様のイタリアンバーグが選出されました。そのほか、水産庁長官賞3品、宮城県知事賞3品、ほか計21品が受賞したところでございます。資料の裏面に、受賞品一覧、21品の商品一覧記してありますので、後程御参考に御確認いただければと思います。

これら受賞品につきましては、明日2月15日から19日の日曜日まで、JR仙台駅で開催する予定でありますみやぎ水産の日まつりでPR販売をする予定でございます。また農林水産大臣賞受賞品のイタリアンバーグについては、来年度の第62回農林水産祭に出品される予定となっております。明日から仙台駅で販売しておりますので、皆様ぜひお立ち寄りいただき御購入いただければと思います。

簡単ではございますが、私からの説明は以上となります。

○關会長

はいありがとうございました。続けて県からお願いします。

はい、伊藤さん。

○水産業基盤整備課 伊藤技術主幹

私からは、資料の最後でございます「アカガイまひ性貝毒の出荷自粛基準値の引き上げについて」御説明させていただきます。

1番目に、出荷自主規制値及び出荷自粛値の項目について御説明します。まず、まひ性貝毒の出荷自主規制値は4mu/gとされており、これは厚労省により設定されております。それを超えるものは、食品衛生法によって販売が禁止されております。解除になるためには、3週連続で規制値以下になる必要があります。加えて、本県におきましては、平成6年3月から、3mu/gを超えた場合に、要観察時期、イエローラインとして出荷を自粛することとしております。

このようなものを決める発端となりましたのは、平成4年以前というのは、それほど貝毒が問題になることはなかったんですが、平成5年の3月に大規模に貝毒が発生しまして、市場に流通したかき33トン回収、処分ということで、損失が生じたというのが事の発端になります。

このような事態を防止するために、漁業・流通団体・県で協議いたしまして、イエローラインを設定し、現在これは宮城県における二枚貝等の貝毒対応指針に記載されてございます。ここまでが、出荷自主規制値、また、自粛値の説明になりますが、2番にあかがいのま

ひ性貝毒規制状況の項目について御説明します。

東日本大震災以降では、平成26年から28年にあかがいのまひ性貝毒で出荷自主規制、自粛ということがあったんですが、その期間は2週間から6週間程度でした。ところが、平成30年に、例年よりも多くの原因となるプランクトンが発生しまして、それで長期間まひ性貝毒で出荷自主規制となりました。これ以降、毎年出荷自主規制、出荷自粛が長引くようになっておりまして、出荷できない期間が長いときでは7、8か月に及ぶこともありまして。もともと7月と8月は禁漁期ですので、10か月のうち8か月出せないと、これ昨年のことなんですが、非常に生産者にとって厳しい状況になります。

2枚目のA3のカラーの資料を御覧いただきたいんですけども、これが出荷自主規制と出荷自粛の状況でして、ピンクで示しているのが、国の規制値を上回って出荷自主規制となっている部分、黄色で示しているのが、県で定めた出荷自粛の基準を上回って出荷できない部分となっております。今御説明しましたとおり、平成29年まではそれほどでもないんですが、平成30年以降、毎年長期間にわたってこのような状況となっております。

戻っていただきまして、3番のあかがいの出荷リスク値の見直しというところですが、今御説明しましたとおり、あかがいのまひ性貝毒については、国の基準値を下回るんですけども、出荷自粛となることが非常に多く、生産者からは出荷自粛値緩和の要望がされてきました。ただ、当初はなかなか、平成30年からこのような状況になったもので、データがなく検討を重ねていたところだったんですけども、平成30年以降、蓄積した毒量のデータ等からあかがいは急激に毒量が上昇することは少ないんですが、毒が抜けにくいために、低レベルの毒量が維持されるなどの知見が集積して参りました。

そこで、2月2日に開催されました、貝毒対策連絡会議では、これらを勘案しまして、他の貝類同様、イエローラインそのものを維持しつつ、あかがいに限り出荷自粛値を3.5 μg に引き上げることを提案しました。会議の中では、このあかがいのみ緩和ということではなくて、イエローラインをもう撤廃するという意見も出されたんですけども、この基準値を設けることは、本県の他の貝類も含めた安全性の担保としての役割を果たしているため、全く撤廃するのではなく、緩和することを提案し、了承されました。撤廃という意見につきましては、今後もデータを積み重ねていって検討するという結論となりました。

この後、2月9日に、宮城県における二枚貝等の貝毒対応指針の方を改正いたしまして、今現在あかがいのみ3.5 μg を超え4.0以下という指針となりました。

私からは以上になります

○關会長

はい、ありがとうございます。せっかくそうだったんですけども2月にね、伊藤さん悲しいよねえ。本当に困ったもんですね。

○伊藤委員

悲しいのは組合員ですよ。

○關会長

そうですね。そういうことで、長期的に見ればこういう改善で期間が延長できるかも

しれないので、大変ありがたいという理解だと思いますが、伊藤さんそういう理解でよろしいですか。

○伊藤委員

貝毒のプランクトンが減っていくような、観測はあるのだろうか。

○關会長

本当にね。はい、伊藤さん。

○水産業基盤整備課 伊藤技術主幹

なかなかですね、実際、毎年貝毒プランクトンが必ず発生して、さらにこの平成30年以降ちょっと増えていて、減っているという傾向は、実際にはないですね。ただ、それでも他の貝は抜けるのが早いので、そこまで被害は少ないんですけども。あかがいがどうしても抜けにくいためにちょっとこのような状態になっているというところでございます。

○關会長

伊藤さん抜けにくいというポイントですけど、隔離してどっかに置いても抜けにくい種類なんですか。

はい、どうぞ伊藤さん。

○水産業基盤整備課 伊藤技術主幹

まず、他県道でもいろいろ研究されていまして、通常、他の貝類ですと、中腸腺というか内臓の方に毒がたまるんですけども、このあかがいは筋肉に毒が溜まるということで、毒が抜けにくいと。さらに筋肉の中で、もちろんそれでも抜けるんですけども、抜けない部分が強い毒に変わると、成分がですね。そういう性質を持っていて、抜けにくいということで、なかなかほかに移しても抜けにくい可能性が高いと。

○關会長

はい、だそうです。本当に困ったもんですね。自然界の中身が変わってきているんで。何とも難しいですけども、今後モニタリングきちっとしていただいて、なるだけ宮城県の名産物が喜ばれる状況になるよう期待したいと思います。伊藤さん達の研究機関よろしくお願いします。

はい、発言ありますか。

はい、どうぞ石森さん。

○石森委員

かきの貝毒の時に、私かなり何ヶ月もせつかく3週目にクリアすればいいなというのがあったときに、その週に限ってまだなってさらに3週連続ってかきは、最近なかなか貝毒がなんないんですけどね。そのとき、私青年部でちょっと上の方にいたんで、マウスじゃなくてキャットにして駄目かと。このマウスだから、弱いからもうキャットにすれば、か

なり大丈夫なんじゃないかなという意見出したんだけども。我々で終わりだったんだけどね、4mu/gで人間にいくぐらい影響があるんだったら、ある回答で学者さんが何千mu/gじゃないと人間に影響ないよという答えがあったもんでね、じゃあね、キヤットでもいいんじゃないかという、あれ思ったんだけども。我々、かきでも貝でも貝毒のやつを食べたってなんてことないのよ。本当にあかがいのこの表見たらばってね、操業する期間が全然ないんじゃないかなというような感じで本当にかわいそうで、じゃあでももう3.5mu/gになったというのは、あかがいの漁師さんにはいいことだなと思うんですけど、それが3.6、3.7では駄目なんでしょう。だから、しっかり4mu/gそこをね、あかがいの人たちは、いや4mu/g だったら3週間ちゃんとやりますから、3.9以下は自粛なしというようなあれあってもいいんじゃないかなというのは私漁師としてね、思うんだともやはり、他の貝、ほたて、かきとかいろんな貝毒があったから、じゃああかがいばりいいのかということになるから。どうしようもねえんだけどもさ。今の1つ、笑い話で言ったんだけども、いや本当にね、気の毒でこんな表なんて見たらかわいそうでしょうがありませんでした。以上です。

○關会長

はい、本当に石森さんじゃないけど、かきの人もそうですよね。ノロウイルスと貝毒でサンドイッチになっていて、全然、出荷時期が狭められていますよね。マウスユニットの件については、大丈夫な人もいるかもしれないけど、ねずみ年の赤ちゃんなんかは、ひょっとすると駄目だとか、アレルギーがあって駄目だとかそういうこともあるので、一概にその簡単に変更できない要素もあるかと思しますので、その辺は今回、それを含めて3.5にさせていただいたということで、今後、改善するのを期待するしかないんじゃないかなと思いますので、どうぞ本当に自然界の改善を期待したいと思います。

大分論議はやまない内容ですけれども、この件についてはこれまでとします。

そのほか何かございませんでしょうか。

なければ、事務局より事務連絡をお願いします。

----- その他終了 -----

○事務局 高橋総括次長

それでは、事務局から次回の海区漁業調整委員会の開催日時について連絡の方させていただきます。今回は年度末となりますけども3月23日(木)、午後2時から、場所は県庁9階の第一会議室の方での開催を予定しております。これまでと同様、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によりましては、またWEB方式で開催させていただく可能性もございしますので、御了承いただければと思います。

事務局からは以上です。

○關会長

どうもありがとうございました。

本日予定しておりました議題は、以上で全て終了しましたので、本日の委員会はこれで

終了いたします。どうもありがとうございました。

○事務局 高橋総括次長

　　關会長、委員の皆様、本日はありがとうございました。

— 委員会終了 —

《議決（決定）事項》

審議事項

- (1) かご漁業の制限に関する委員会指示（案）について
- (2) 火光利用敷網漁業の制限措置（案）等について
- (3) 宮城海区漁業調整委員会に関する規程等の改正について

協議事項

定置・区画・共同漁業権の免許に関する漁場計画（案）について

報告事項

漁業権漁業における資源管理の状況等の報告について

その他

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会 長

關 哲夫

署名委員

高橋平勝

署名委員

平井光行

書 記

瀧上瑠子